



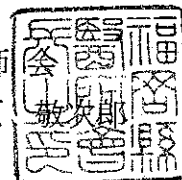
会 長	副会長	理 事	事務長	会長指示
				

福岡医発第369号(保)

平成14年 5月17日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



労災診療費算定基準の一部改定に伴う経過措置について

標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会を通じて別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、追加請求の方法につきましては、福岡労働局と協議し決まりしだい改めてお知らせいたします。

記

1. 経過措置

「再診料」、「外来管理加算」及び「リハビリテーション料」の算定について、平成14年3月31日以前に発症したものに係る発症日については、平成14年4月1日を発症日とみなす。

なお、4月診療分について、傷病年月日又は救急医療管理加算算定日を発症日として請求されたものについては、下記の2の事務処理方法等により取扱われるものであり、5月診療分以降については、4月1日を発症日として算定する。

2. 経過措置導入に伴う事務処理について

(1) 再診料

月の6回目以降の受診における再診料を逡減後の金額(690円)により請求されているものについては、都道府県労働局等において事務的に逡減前の金額(1,380円)に読み替えを行い、その増額分については追って支払われることとなる。

(2) 外来管理加算

① 外来管理加算

月の6回目以降の受診における再診料の取扱いと同様に、逡減後の点数(26点)により請求されたものについては、都道府県労働局等において事務的に逡減前の点数(52点)に読み替えを行い、増額分について追って支払われることとなる。

小郡三井医師会

担当理事 島田昇二郎



② 外来管理加算の特例に係る読み替え

外来管理加算の点数を遡減前の点数に変更することによって、読み替え措置により点数を変更する必要がある検査等がある場合については、適正な請求点数を把握することが困難であることから、医療機関からの追加請求があった場合は差額を支給することとなる。（福岡県における追加請求の方法については、福岡労働局と協議し決まりしだい、改めてお知らせいたします。）

[経過措置適用前算定例]

月の受診回数	1～4回	5回目	6回目～
再診料	1,380円	1,380円	690円
創傷処置「1」四肢以外：42点	52点 (読み替え)	52点 (読み替え)	42点
消炎鎮痛等処置 (マッサージ等)四肢以外：35点	52点 (読み替え)	52点 (読み替え)	35点
(器具等による療法)四肢以外 1～4回：35点、5回目～：18点	35点	18点	18点
外来管理加算	52点	52点	26点



[経過措置適用後算定例（4月～6月診療分）]

月の受診回数	1～4回	5回目	6回目～
再診料	1,380円	1,380円	☆1,380円
創傷処置「1」四肢以外：42点	52点 (読み替え)	52点 (読み替え)	※52点 (読み替え)
消炎鎮痛等処置 (マッサージ等)四肢以外：35点	52点 (読み替え)	52点 (読み替え)	※52点 (読み替え)
(器具等による療法)四肢以外 1～4回：35点、5回目～：18点	35点	18点	18点
外来管理加算	52点	52点	☆52点

※1：4月診療分については、再診料及び外来管理加算の算定（☆）について、都道府県労働局等により事務的に読み替え、追って支払われる。

2：4月診療分については、6回目以降の受診における創傷処置及び消炎鎮痛等処置（マッサージ等）の不足分（読み替え分の差額（※））を医療機関で算出し、追加請求する。

3：5月及び6月診療分については、4月1日を発症日として算定する。

(3) リハビリテーション料

①個別療法

月の11単位以降の個別療法については、逓減後の点数(70/100)により請求されたものについては、都道府県労働局等において事務的に逓減前の点数(100/100)に読み替えを行い、増額分について追って支払われることとなる。

②集団療法

集団療法を月に9単位以上実施しているが、8単位を限度として算定されているものについては、その実施回数の把握が困難であることから、医療機関からの追加請求があった場合は、差額を支給することとなる。(福岡県における追加請求の方法については、福岡労働局と協議し決まりしだい、改めてお知らせいたします)

3. 早期リハビリテーション加算

早期リハビリテーション加算の算定に係る発症日については、経過措置の取扱いの対象とされない。(レセプトに記載される傷病年月日を発症日として算定する。)

4. その他

本経過措置の実施に当たっては、既に請求が行われていた4月診療分については、上記取扱いに基づき、都道府県労働局において(財)労災保険情報センター地方事務所の協力を得つつ対応することとしておりますが、支払期日につきましては事務処理上若干の遅れが予想されますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

また、各労災指定医療機関におきましては、上記取扱いに基づき、4月診療分に関しましては経過措置の実施に伴う追加請求を行っていただき、5月及び6月診療分につきましては、経過措置の取扱いにより算定していただきますようお願いいたします。